

# 道路上に張り出している

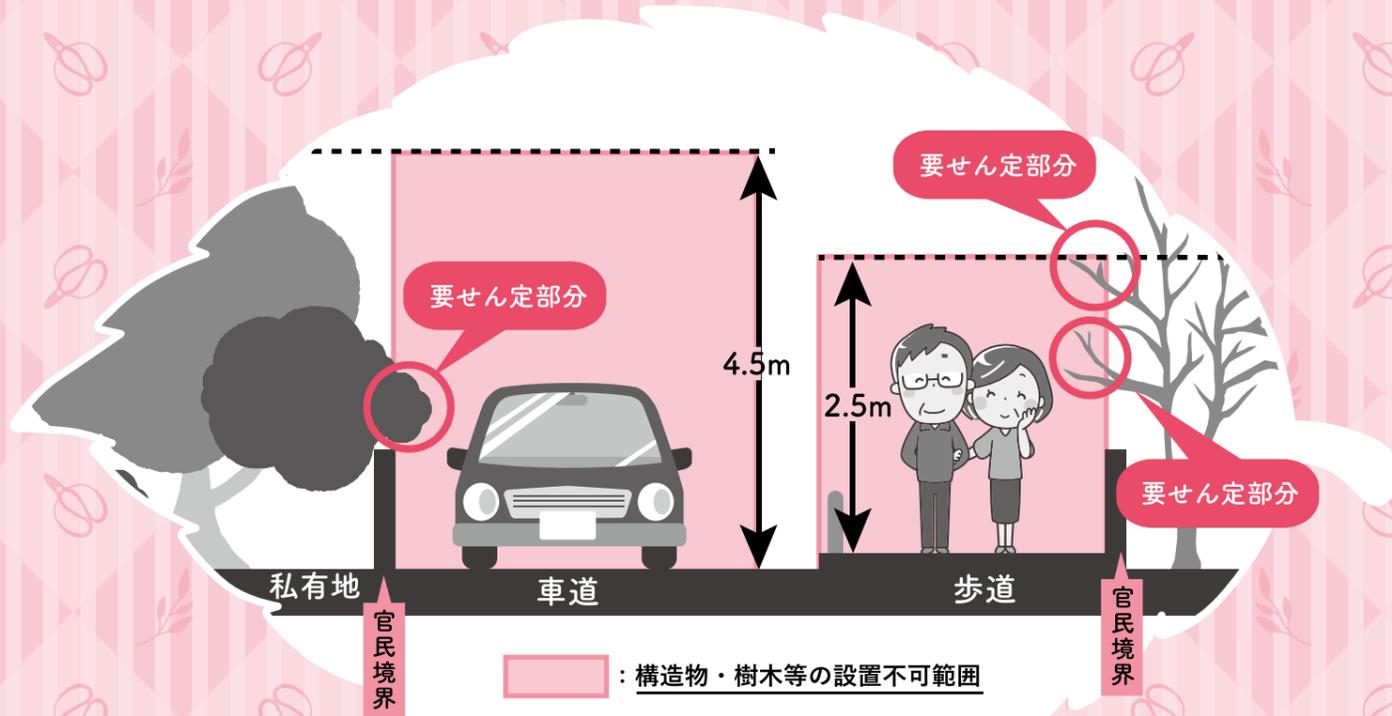
Please

## 樹木の伐採・せん定のお願い

沿道樹木の管理が適正にされていないと、道路や歩道に張り出した枝への接触、枯れ枝の落木、道路側への倒木などにより、歩行者や自動車などの通行に支障をきたすおそれがあります。

これらが原因で歩行者や自動車などに事故が発生すると、以下の法律に基づき、樹木の所有者の責任を問われることがありますので、沿道樹木の適正な管理をお願いします。

◎民法第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任 ◎道路法第43条 道路に関する禁止行為



### ▼参考法令(抄)

民法 第717条 (土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

- 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法第43条(道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- みだりに道路に土石、竹林等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

### ▼作業時の注意事項

樹木を伐採・せん定いただく場合には、次のことにご注意ください。

◎電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者などにご相談ください。

◎作業に当たっては、作業者の安全確保、また、通行車両、歩行者、自転車などへの安全確保に十分配慮してください。

※道路付近で危険と思われる樹木を発見した場合には、道路課までご連絡ください。

◎ 道路課(霞ヶ浦庁舎)

はじめまして

「**かすみがうにゃ**」  
です!

◎ 観光商工課(霞ヶ浦庁舎)



かすみがうら市公式キャラクター  
「かすみがうにゃ」が誕生しました。

「かすみがうにゃ」は、かすみがうらの大地が生んだ、とっても元気で可愛い妖精です。広大な湖、そして筑波山系の山々など豊かな自然の中で、日々の暮らしを楽しみながら、いつでもどこでも、かすみがうら市を見守っています。市の広告塔として一生懸命頑張りますので、応援よろしくお願いします!!

かすみがうにゃ

市公式キャラクター「かすみがうにゃ」は、グラフィックデザイナーの高柳順子さん(静岡県三島市)が作成したキャラクターで、全国から寄せられた96作品の中から、選考委員会における評価や市民などによる人気投票によって決定しました。かすみがうら市をより元気に!そして地域の魅力を広く伝えていくため、市の広告塔として活用していきます。

### デザインコンセプト

猫という人の暮らしに身近な動物をモチーフにしたキャラクターで、湖をイメージした帽子と帆型の耳は霞ヶ浦に浮かぶ帆引き船を表現しています。また、シャツには全国に誇れる各種の果物を描き、手足にはアクセントとして山桜の花を配置させ、キャラクター全体で地域性をアピール。そして、市の花である「あじさい」の羽根は地域の飛躍を象徴しています。



### プロフィール

|          |  |
|----------|--|
| 誕生日      | 12月25日   |
| チャームポイント | 帆型の耳、あじさいの羽根                                     |
| 好きな食べ物   | もぎたて果実(市内の観光果樹園で!)                               |
| 趣味       | サイクリング、果物狩り、釣り                                   |
| 特技       | 元気モリモリにかすみがうら市をPRすること!<br>子供から大人までたくさんの人たちを癒すこと! |
| 性格       | ポジティブ思考で人懐っこい。とにかく元気!                            |



詳しくはこちら



[HTTPS://WWW.CITY.KASUMIGAURA.LG.JP/CHARA/](https://www.city.kasumigaura.lg.jp/chara/)